

(平成22年7月7日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認秋田地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5件

厚生年金関係 5件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5件

厚生年金関係 5件

## 第1 委員会の結論

- 1 申立人は、昭和 37 年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 株式会社 B 出張所における資格取得日に係る記録を 37 年 8 月 1 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 1 万 4,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 また、申立人は、昭和 38 年 10 月 1 日から 39 年 2 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 株式会社における資格取得日に係る記録を 38 年 10 月 1 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 1 万 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 7 月 22 日から同年 8 月 1 日まで  
② 昭和 37 年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日まで  
③ 昭和 38 年 10 月 1 日から 39 年 2 月 1 日まで

私は、C 株式会社には、A 株式会社 B 出張所に転職する前日の昭和 37 年 7 月末日まで勤務していたはずであるが、厚生年金保険の加入記録では同年 7 月 22 日までしかない。

また、A 株式会社 B 出張所には、昭和 37 年 8 月 1 日から勤務したが、厚生年金保険の加入記録は同年 9 月 1 日からしかなく、退職するまで継続して勤務したが、D 工事の経理事務をした期間のうち、38 年 10 月 1 日から 39 年 2 月 1 日までの期間の加入記録が無い。

申立期間①から③までについて、厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 A株式会社本社が保管する退職者一覧表及び雇用保険の記録並びに同僚の証言から、申立人が申立期間②において同社B出張所に勤務していたことが認められる。

また、A株式会社本社では、当時の同社B出張所における厚生年金保険の資格取得について、資料が無く不明であるとしているが、同社B出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、連絡の取れた者のうち8人は、昭和30年代に転職により同社B出張所に勤務したと回答しており、「自分のA株式会社B出張所における就職日と厚生年金保険の被保険者資格取得日は一致している。」、「自分以外でもA株式会社B出張所に勤務した者で試用期間があったとは聞いたことがない。」と証言している。

さらに、上記同僚のうち、厚生年金保険の加入記録が確認できた6人について、雇用保険及び厚生年金保険の資格取得日は一致していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA株式会社B出張所における昭和37年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付したと主張するが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 2 A株式会社本社が保管する退職者一覧表及び雇用保険の記録並びに同僚の証言から判断すると、申立人は、A株式会社に継続して勤務し（昭和38年10月1日に同社B出張所から同社本社（勤務地は、D工事現場）に異動）、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、A株式会社本社における昭和39年2月の社会保険事務所の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付したと主張するが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、

事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 3 一方、申立期間①について、申立人は、「C株式会社における厚生年金保険の記録では、被保険者資格の喪失日は、昭和 37 年 7 月 22 日となっているが、同年 7 月 31 日まで勤務した。」と主張するところ、複数の同僚から聴取したが、申立人が同年 7 月 31 日まで勤務していたことが確認できる証言は得られなかった。

また、申立人が記憶する同僚 4 人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、いずれも 21 日であることが確認でき、当該同僚の中には、「当時、給与締め日まで勤務して、辞める慣行があった。」と証言する者がいるところ、C株式会社では、「当社の現在の給与は、20 日締めの 25 日支払いだが、当時のことは資料が無く不明である。」と回答していることから、申立期間①における厚生年金保険の加入に係る取扱いについて確認できない。

さらに、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、昭和 37 年 7 月 29 日に健康保険被保険者証を返納した旨の記載が確認できる。

このほか、申立期間①について、厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 47 年 4 月 5 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、50 年 4 月 1 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったと認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和 47 年 4 月から同年 9 月までを 3 万 9,000 円、47 年 10 月から 48 年 8 月までを 5 万 2,000 円、48 年 9 月から 49 年 9 月までを 6 万 8,000 円、49 年 10 月から 50 年 3 月までを 8 万 6,000 円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月 5 日から 50 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 47 年 4 月 5 日に A 株式会社に入社し、51 年 1 月 31 日まで勤務した。同社では、B 部 C 課に所属し、子会社の D 株式会社に係る営業事務を担当していた。

厚生年金保険の記録では、昭和 50 年 4 月 1 日から A 株式会社での加入記録があるが、入社当初から退職するまで同じ勤務条件であったので、申立期間についても、厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が営業事務を担当していたとする D 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）において、申立人と同姓同名で、かつ、同一生年月日の基礎年金番号に未統合の被保険者記録（資格取得日が昭和 47 年 4 月 5 日、資格喪失日が 50 年 4 月 1 日）が確認できる。

また、雇用保険の記録から、申立人は、D 株式会社において昭和 47 年 4 月 5 日に被保険者資格を取得し、50 年 3 月 31 日に離職していることが確認できる。

さらに、昭和 47 年 10 月 1 日から 49 年 12 月 21 日までの期間について、

D株式会社において厚生年金保険被保険者期間が確認できる社員は、「私は、A株式会社B部C課において、D株式会社に係る営業事務を担当しており、給与の支払いはD株式会社から受けていた。申立人は私の先輩で、同じ仕事をしていた。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、前述の未統合記録は申立人の記録であると認められ、事業主は、申立人が昭和47年4月5日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出、及び50年4月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記のD株式会社に係る被保険者原票の記録から、昭和47年4月から同年9月までを3万9,000円、47年10月から48年8月までを5万2,000円、48年9月から49年9月までを6万8,000円、49年10月から50年3月までを8万6,000円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和 37 年 7 月 1 日）及び資格取得日（昭和 39 年 3 月 1 日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を、37 年 7 月から同年 9 月までは 2 万 2,000 円、37 年 10 月から 38 年 9 月までは 1 万 6,000 円、38 年 10 月から 39 年 2 月までは 1 万 8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 7 月 1 日から 39 年 3 月 1 日まで

私は、中学校を卒業したと同時に株式会社Aに入社し、昭和 63 年まで仕事をしていた。

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、昭和 37 年 6 月 1 日に資格を取得し、同年 7 月 1 日に資格を喪失後、39 年 3 月 1 日に資格を再取得しているが、申立期間については加入記録が無いとの回答を得た。

途中で退職することもなく、継続して株式会社Aに勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、株式会社Aにおいて昭和 37 年 6 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年 7 月 1 日に被保険者資格を喪失した後、39 年 3 月 1 日に、同社において再度、被保険者資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、申立人の株式会社Aにおける雇用保険の記録は、申立期間も継続している上、申立人が記憶する複数の同僚は、「申立人は申立期

間の前後を通じて継続して勤務し、業務内容及び勤務形態にも変更は無かった。」と証言していることから、申立人が申立期間において、継続して同社に勤務していたことが認められる。

また、当時の事務担当者（後に、取締役就任）は、「申立人は、先代社長と師弟関係にあり、株式会社Aを辞めて他の会社に行くことはなかった。申立人に係る被保険者資格の喪失や、再取得の手続をした記憶は無い。申立期間においても他の同僚と同様に、引き続き給与を支払い、厚生年金保険料を控除していた。」と証言しているところ、申立人以外の同僚 14 人全員が、いずれも申立期間当時において厚生年金保険に加入していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同時期に採用された複数の同僚に係る社会保険事務所の記録から、昭和 37 年 7 月から同年 9 月までは 2 万 2,000 円、37 年 10 月から 38 年 9 月までは 1 万 6,000 円、38 年 10 月から 39 年 2 月までは 1 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社Aは既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主は既に亡くなっているため、事業主に確認することはできないが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 37 年 7 月から 39 年 2 月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の標準報酬月額記録については、申立期間のうち、昭和48年2月から同年4月までの期間は5万2,000円、48年9月から49年2月までの期間は6万円、49年3月及び同年4月は6万4,000円、49年8月から同年10月までの期間は7万6,000円、50年1月から同年3月までの期間は9万2,000円、50年7月から同年12月までの期間は9万8,000円、51年1月から同年9月までの期間は11万8,000円、52年1月から同年3月までの期間は13万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年9月1日から52年4月1日まで  
有限会社Aにおいて厚生年金保険に加入していたが、ねんきん特別便に記載されている申立期間の標準報酬月額が、給与明細書から確認できる給与月額と相違しているため、訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された給与支払明細書の写しにより確認できる保険料控除額から、申立期間のうち、昭和48年2月及び同年3月は5万2,000円、48年12月及び49年1月は6万円、49年2月は6万円、49年3月及び同年4月は6万

4,000円、49年8月から同年10月までの期間は7万6,000円、50年1月から同年3月までの期間は9万2,000円、50年7月及び同年10月から同年12月までの期間は9万8,000円、51年1月及び同年7月は11万8,000円に訂正することが妥当である。

また、申立期間のうち、昭和48年4月、同年9月から同年11月までの期間、50年8月、同年9月、51年2月から同年6月までの期間、同年8月、同年9月及び52年1月から同年3月までの期間については、申立人は、給与支払明細書の写しを保管していないが、これらの前後の期間に係る給与支払明細書の写しの給与支払額等から判断すると、前後の期間の給与支払額及び保険料控除額と同額であり、これらの額に見合う標準報酬月額、オンライン記録から確認できる標準報酬月額より高額であることが認められる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額は、申立人が提出した当該期間前後の給与支払明細書における保険料控除額から、48年4月は5万2,000円、48年9月から同年11月までの期間は6万円、50年8月及び同年9月は9万8,000円、51年2月から同年6月までの期間、51年8月及び同年9月は11万8,000円、52年1月から同年3月までの期間は13万4,000円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、給与支払明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額と、社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が、長期にわたって一致していないことから、事業主は、給与支払明細書で確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 一方、申立期間のうち、給与支払明細書の写しにより確認できる昭和47年9月、同年10月、48年5月、同年6月、49年5月から同年7月までの期間、49年11月、同年12月、50年4月から同年6月までの期間については、報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録による標準報酬月額と同額、あるいは、オンライン記録による標準報酬月額よりも低額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間のうち、申立人が給与支払明細書の写しを保管していない昭和47年11月から48年1月までの期間、同年7月、同年8月及び51年10月から同年12月までの期間についても、これらの前後の期間に係る給与支払明細書の写しの給与支払額等から判断して、報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録による標準

報酬月額と同額、あるいは、オンライン記録による標準報酬月額よりも低額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を平成10年1月7日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年12月30日から10年1月7日まで

私は、平成9年4月にパートとしてA事業所に入社し、同年11月から正社員となり、翌年1月まで勤務した。

給与明細書から、平成9年11月分及び同年12月分の厚生年金保険料が控除されていることが確認できるが、厚生年金保険の加入記録は、同年11月1日から同年12月30日までの1か月分しかないので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給与明細書、A事業所が保管する源泉徴収簿及び雇用保険の記録から、申立人は、A事業所に平成10年1月6日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が所持する平成9年12月の給与明細書の厚生年金保険料控除額から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A事業所では、「申立人の被保険者資格喪失日の届出を誤って行った可能性が考えられる。」と回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年11月6日から48年4月16日まで  
② 昭和49年11月8日から50年4月15日まで  
③ 昭和52年11月8日から53年4月16日まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。

しかし、私は、A公共職業安定所の紹介で出稼ぎに行き、所持している出稼労働者手帳の記載内容からも、申立期間①についてはB株式会社C事業所、申立期間②についてはD株式会社、申立期間③についてはE株式会社F工場に勤務したことが確認できるので、厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の記録及び申立人が所持する出稼労働者手帳の記載内容から、申立人はB株式会社C事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、B株式会社では、「当社が保管する厚生年金管理台帳を確認したが、申立人の厚生年金保険の加入記録は無かった。」と回答している。

また、申立人が出稼ぎ労働者として一緒に勤務したと記憶する同僚6人のうち、オンライン記録が確認できる3人についても、申立人と同様に、B株式会社での雇用保険の加入記録はあるが、厚生年金保険の加入記録は無いことが確認できる上、この中で、出稼ぎ労働者の取りまとめ役をしていた同僚は、「私は、4回ほどB株式会社に出稼ぎに行ったが、一度目は厚生年金保険に加入し、ほかの3回については、農業者年金に加入していることや給料の手取りが減ることを理由に加

入を断った。」と証言しているところ、当該同僚について、同社での厚生年金保険の加入期間は、昭和45年11月11日から46年4月17日までの期間であり、その後は、国民年金及び農業者年金に加入していることが確認でき、他の二人の同僚についても、申立期間①において、国民年金に加入していることが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間①当時、国民年金及び農業者年金に加入し、それぞれ保険料を納付していることが確認できる。

加えて、B株式会社に係る厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立期間①において、申立人の加入記録は無く、整理番号に欠番も見当たらない。

- 2 申立期間②について、雇用保険の記録、申立人が所持する出稼労働者手帳の記載内容及びD株式会社の回答から、申立人はD株式会社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、D株式会社では、「当社が保管する社会保険被保険者台帳を確認したところ、申立人は、厚生年金保険に加入していなかった。当時の出稼ぎ労働者は100名ほどいたが、厚生年金保険に加入しているのは20名であり、当時は本人の希望があった場合に厚生年金保険に加入させていた。」と回答している。

また、申立人は、申立期間②当時、国民年金及び農業者年金に加入し、それぞれ保険料を納付していることが確認できる。

さらに、D株式会社に係る厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立期間②において、申立人の加入記録は無く、整理番号に欠番も見当たらない。

- 3 申立期間③について、雇用保険の記録及び申立人が所持する出稼労働者手帳の記載内容から、申立人はE株式会社F工場に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、E株式会社では、「当社が保管する厚生年金台帳及び健康保険組合のデータを確認したが、申立人の加入記録はどちらも無かった。また、申立人が出稼ぎ労働者として一緒に勤務していたと記憶する同僚7人についても、加入記録は無かった。」と回答している。

また、申立人が記憶する同僚7人のうち、聴取できた二人は、「当時、厚生年金保険には加入していなかった。」、「人事担当者から、厚生年金保険の加入について希望を聞かれたが、給料の手取りが減ることを理由に断った。」と証言している。

さらに、申立人は、申立期間③当時、国民年金及び農業者年金に加入し、それぞれ保険料を納付していることが確認できる。

加えて、E株式会社F工場に係る厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立期間③において申立人の加入記録は無く、整理番号に欠番も見当たらない。

4 このほか、申立期間について、厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 3 月 26 日から 52 年 9 月 26 日まで  
② 昭和 56 年 1 月ごろから 58 年 3 月ごろまで

私は、専門学校を卒業後、A区にあったB事業所に勤務した。専門学校の紹介で働き始めたのだが、社会保険完備と言われたことを覚えており、厚生年金保険に加入しているものと思っていたのに記録が無く、納得できない。また、その後に勤務した、C区にあるD事業所での厚生年金保険の加入記録も無く、おかしいと思うので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の記録及びB事業所の事業主の証言から、申立人は同事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、B事業所は、平成9年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認でき、申立期間①においては、厚生年金保険の適用事業所とはなっていないことが確認できる。

また、申立期間①当時、B事業所のようなサービス業（飲食店営業）は、制度上、厚生年金保険の非適用業種となっており、厚生年金保険の強制適用事業所ではないと認められる。

さらに、B事業所の事業主は、「申立期間①当時は、個人経営の料理店で、平成9年12月1日に厚生年金保険に加入するまでは、従業員は雇用保険のみに加入させていた。」と証言しており、事業主が申立期間①に任意適用事業所となるための申請を行ったことがうかがえる事情は

見当たらない。

- 2 申立期間②について、D事業所の所長は、申立人が勤務していたことを記憶しておらず、申立人自身も当時の同僚等について記憶していないため、勤務実態について確認することができない。

また、オンライン記録から、D事業所及び同事業所を経営するE株式会社は、厚生年金保険の適用事業所とはなっていないことが確認できる。

さらに、申立期間②当時からD事業所に勤務している現在の所長は、「申立期間②当時から現在まで、D事業所は、厚生年金保険の適用事業所とはなっていない。」と証言している。このほか、申立期間②の厚生年金保険料が給与から控除されていたことを示す給与明細書等の資料は無い。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①において、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできず、また、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間③について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 39 年 9 月 1 日まで  
② 昭和 45 年 8 月 31 日から 46 年 11 月まで  
③ 昭和 46 年 11 月から 48 年 9 月 14 日まで

申立期間①について、私は、中学校を卒業後、昭和 36 年 4 月から 39 年 8 月まで、A 都道府県の B 駅前にあった個人経営の事業所の C 事業所に勤務した。

申立期間②については、昭和 45 年 5 月 1 日に株式会社 D に入社し、同年 8 月から 46 年 11 月まで、E 国にあった F 支社に配属となったが、厚生年金保険の記録は、45 年 5 月 1 日から同年 8 月 31 日までの期間しかない。

申立期間③については、E 国から帰国して間もない昭和 46 年 11 月から 48 年 9 月まで、G 区にあった株式会社 H に勤務した。

申立期間①から③までについて、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「勤務した C 事業所は、個人経営の事業所で、A 都道府県の B 駅前にあった。」と主張するところ、オンライン記録によれば、申立期間①において、当該事業所名の厚生年金保険の適用事業所は無い。

また、申立人が記憶している C 事業所の事業主の所在は不明であり、申立人は、ほかに同僚の氏名を記憶していないため、申立期間①当時の勤務実態等について確認できない。

さらに、申立期間①当時、C事業所のようなサービス業(飲食店営業)は、制度上、厚生年金保険の非適用業種となっており、厚生年金保険の強制適用事業所ではないと認められる上、事業主が当該期間において、任意適用事業所となるための申請を行ったことがうかがえる事情も見当たらない。

申立期間②について、申立人は、「昭和45年5月1日に株式会社Dに入社し、同年8月に、E国にあった同社直営店のF支社に配属になった。」と主張するところ、申立人がE国において一緒に勤務したとする申立人の元妻の証言から、申立人は、E国において勤務していたことが推認できる。

しかしながら、株式会社Dでは、「E国には、F支社は無く、I事業所という店舗はあったが、当社の直営店ではなく、現地法人が経営していた。I事業所の従業員の厚生年金保険の加入については、資料が無く不明である。」と回答している上、申立人も、「E国において勤務したのはI事業所であった。」と述べており、海外の現地法人の事業所は、厚生年金保険法の適用事業所とはなり得ないことから、申立人は申立期間②当時において、厚生年金保険には加入していなかったことがうかがえる。

また、申立人の元妻の、株式会社Dにおける厚生年金保険の加入記録は、申立期間②より前の昭和45年5月1日から同年8月12日までの期間以外にはなく、申立人がI事業所で勤務していたと記憶する二人の同僚についても、株式会社Dにおける厚生年金保険の加入記録は無いことから、I事業所に勤務する者について、株式会社Dにおいて厚生年金保険の加入を継続する取扱いがあったことをうかがわせる事情は見当たらない。

申立期間③について、申立人は、「G区にあった株式会社Hに勤務していた。」と主張するところ、オンライン記録によると、同社が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない上、法務局において法人登記も確認できない。

また、申立人が記憶している同社の専務は既に死亡しており、申立人は他の同僚の氏名を記憶していないため、申立期間③当時の勤務実態等について確認できない。

さらに、申立期間③について、厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②において、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできず、また、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 2 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

私は、昭和 55 年 2 月 1 日から A 市町村にあった有限会社 B に勤務していたが、同年 5 月に仕事でけが（労働者災害補償保険適用）をしたため、同年 7 月まで入院し、同年 8 月から同年 10 月までリハビリをして、同年 11 月 1 日から再度就労した。

しかし、厚生年金保険の加入記録が、勤務した昭和 55 年 2 月からではなく、同年 11 月からとなっているので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 55 年 2 月 1 日から有限会社 B に勤務していた。」と主張しているところ、同僚の証言から、申立人は、申立期間のうち、同年 4 月下旬以降は同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、雇用保険の記録によると、以前の勤務先である C 事業所を昭和 55 年 4 月 17 日に離職している記録が確認できる上、上記同僚を含む複数の同僚の証言からも、申立人が、申立期間のうち、55 年 2 月 1 日から同年 4 月下旬までの期間において有限会社 B に勤務していた旨の証言等は得られない。

また、申立人と同日（昭和 55 年 11 月 1 日）に厚生年金保険の被保険者資格を取得した同僚は、「私は、55 年 5 月ごろから勤務したが、当時は試用期間があり、同年 11 月 1 日から厚生年金保険に加入した。」と証言している上、別の同僚も、「59 年 6 月ごろから勤務し、60 年 1 月から厚生年金保険に加入した。」と証言していることから、有限会社 B では、入社してから一定期間経過後に、社員を厚生年金保険に加入させる取扱いであったことがうかがえる。

さらに、申立人及び上記の申立人と同日付けで厚生年金保険の被保険者

資格を取得した同僚の雇用保険の記録は、厚生年金保険の記録と一致していることが確認できる。

このほか、申立期間について、厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 4 月から同年 12 月まで  
② 昭和 33 年 4 月から同年 12 月まで

私は、昭和 28 年から毎年、A事業所のB作業員として勤務していた。申立期間①はC職として、D業務及びE業務に従事し、冬期間は失業保険の給付を受けていた。また、申立期間②はF職として、G業務に従事した。

厚生年金保険には、昭和 29 年以降は、毎年加入していたと思っていたが、申立期間の加入記録が無いので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管する人事記録から、申立人は、申立期間①及び②において、A事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立期間①について、申立人は、「昭和 30 年 12 月まで、C職として、同じ現場のF職のD業務及びE業務に従事した。」と述べているところ、A事業所管内の別の現場で、C職として勤務していたと記憶する同僚一人についても、厚生年金保険の加入記録が無いことが確認できる。

また、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、昭和 30 年度の資格取得者の中に申立人の記録は無く、健康保険番号に欠番も見当たらない。

なお、昭和 30 年度については、A事業所では、F職についても昭和 30 年 12 月まで勤務し、冬期間において勤務していない者は、厚生年金保険の加入記録が無いことが確認できる。

申立期間②について、A事業所における厚生年金保険の被保険者資格取得者数の年度別推移をみると、申立人に係る厚生年金保険の加入記録があ

る昭和 29 年度は 182 人、31 年度は 271 人、32 年度は 448 人、34 年度は 468 人となっていることが確認できる一方で、申立期間②の 33 年度は 4 人のみであり、その中に、申立人及び申立人が記憶する同僚 5 人全員の記録は無い。

また、上記の昭和 33 年度に資格を取得した 4 人は、34 年度から共済組合に加入していることが確認でき、このうち二人は、「試験に合格したが、採用枠が無かったので、正式採用されるまでの臨時採用期間中であった。」とし、他の二人は、「内勤職員であった。」としていることから、A 事業所では、申立期間②を含む 33 年度当時、B 作業員については、厚生年金保険に加入させる取扱いをしなかったことがうかがえる。

このほか、申立期間①及び②について、厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。